# 第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会(第2回)議事録

日時 平成19年10月3日(水)

場所 船橋市役所10階 中会議室

出席者23名(欠席4名)

## 議題

議題1 第1部「総論」基本的考え方について

- 「計画の趣旨」について
- 「策定方法」について
- 「計画の基本理念」について
- 「計画の性格」について
- 「計画の期間」について
- 「計画の対象」について
- 「施策の重点課題」について
- 「推進体制」について

#### 議事概要

1開会

## 2第1回質問事項

## 事務局

「前回質問のありました、この4月より通所施設、在宅サービス利用者の負担軽減措置の拡充が行われた中で、この軽減措置の対象とならず、1割負担をしている方はどれくらいいるのかという質問がありました。これについて説明します。平成19年3月時点では、所得区分の上から、生活保護の方、負担上限月額は0円です。支給決定者数については、100名となっています。次の所得区分、低所得1は、市町村民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下である世帯に属している方で、負担上限月額が1万5,000円。軽減後負担額は7,500円です。この軽減とは、社会福祉法人減免制度といい、制度の対象となる所得区分は、低所得1と低所得2の方のみとなります。これは社会福祉法人が、その社会的役割として利用者負担を軽減することにより、障害福祉サービスの利用促進を図ることを目的とした軽減制度です。負担上限月額が2分の1となります。低所得1の支給決定者数が112人。軽減対象が32人、軽減対象外が80人となっています。軽減対象割合は28.57%です。低所得2は、市町村民税非課税世帯で、低所得1以外が該当となります。負担上限月額が2万4,600円。軽減後負担額が1万2,300円。支給決定者数が161人。軽減対象が44人、軽減対象外が117人。軽減対象割合は27.32%となっています。一般は、市町村民税課税世帯で、負担上限月額が3万7,200円。支給決定者数が726人です。この時点では一般世帯に対しての軽減制度はありません。以上の合計として、支給決定者数が1,099人。軽減対象が76人、割合は6.91%。軽減対象外が923人、割合が83.99%でした。

19年4月時点では、軽減後負担額が3月までと違っており、1割負担の上限額が4分の1になりました。軽減対象世帯も拡大されております。低所得1の軽減後負担額が、7,500円から3,750円に。支給決定者数が121人、軽減対象が89人、軽減対象外が32人となっています。軽減対象割合は73.55%です。低所得2は軽減額が3,750円と6,150円とに分かれています。これは、通所サービス及び短期入所のみの利用ですと3,

750円、居宅サービスを組み合わせて利用すると6,150円となります。低所得2の全体の支給決定者数は180人で、3,750円の軽減対象は63人、6,150円の軽減対象は57人、軽減対象外は60人となっています。軽減対象割合は66.67%です。一般の軽減額9,300円が、3月まではなかったものです。この軽減対象世帯は、課税世帯であっても、市町村民税の所得割10万円未満、この7月からはさらに拡大され、16万円未満になっており、その世帯収入ベースではおよそ600万の世帯が対象になっています。支給決定者数が698人で、軽減対象が214人、軽減対象外が484人、軽減対象割合は30.66%です。合計として、全体の支給決定者数が1,100人、軽減対象が423人、38.45%、軽減対象外は576人、52.36%となっています。このことから4月以降の軽減制度により、軽減対象が31.54%増えており、軽減対象外が31.63%減っております。また、前回の会議で、「船橋市障害者計画基礎報告書」について、アンケート結果が実情と違っているとの意見をいただきました。その点について、基礎調査報告書の取り扱いですが、あくまでも一つのたたき台として見ていただき、委員の皆様から実情をお話しいただいた上で、調整を行い、計画に反映していきたいと考えております。」

## 3議題1

第1部「総論」基本的考え方について

### 「計画の趣旨」について説明

### 事務局

「計画の趣旨については、前回の第1回委員会でご説明をさせていただいたので、ここでは省略させていただきます。かわりに補足説明として、第1次計画及び改訂版の基本的の考え方について、ご説明いたします。

平成10年の第1次計画では、当時の国の「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン」並びに千葉 県の「千葉県障害者施策新長期計画」に基づき作成しました。この第1次計画では、国の障害者基本計画の中で示 された、完全参加と平等の実現のために、障害者が地域社会の中で普通の生活ができることを目指すノーマライゼ ーションの理念及び障害者が自立するために適切な支援を行い、個人の尊厳の確保を目指すリハビリテーションの 理念を基本理念に据えて、施策の推進を図りました。この第1次計画の期間は、平成9年度から10年間、平成1 8年度までとなっており、施策の重点課題として「市民への障害者理解の浸透」、「障害者施策に対する全庁的な 取り組みの推進」、「各種福祉サービスの事業内容の充実」の3点を掲げ、推進体制としては「市民参加の推進」、 「庁内推進体制の整備」、「関係機関との連携」とし、施策の推進を図ってきました。平成15年度の支援費制度 の導入を受けて見直しを行い、平成16年3月の改訂版では、計画の見直し検討委員会において意見をいただき、 第1次計画の理念であるノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念のもと「自分の生き方を地域で自分 らしく実現できる社会」を目指すことを基本理念としました。この改訂版は、国の新障害者基本計画の「重点施策 実施5か年計画」に基づき策定し、計画の期間も、この5か年計画との整合性から、平成15年度から19年度ま でとしました。施策の重点課題と推進体制については、第1次計画を継承した形となります。ただし、この改訂版 策定時には、庁内組織として、第1次計画の計画策定時に設置した「船橋市障害者計画関係課連絡会」を発展させ たものとして、「バリアフリー庁内連絡会議」を設置しました。その分科会の一つとして、計画を担当する「障害 者施策に関する計画分科会」において、計画の各章について関係各課にて検討を行いました。今回の第2次計画の 策定についても、この策定委員会に先立ち、現在、この「バリアフリー庁内連絡会議」の関係各課を集めて部会を 開催し、改訂版策定時からの変更点や現状等を踏まえ、協議を行っています。各章について、この委員会で議論い ただく前に、部会にて各章の素案を作成して、本委員会の場でその内容についてご検討いただきたいと思います。 また、委員会の場で出たご意見、ご要望等については、再度部会にて検討し、次の委員会で報告したいと考えてい ます。」

## 宮代委員

「改訂版では、庁内会議は38課ですが、今回は42課に増えております。どういう課が増えたのか、その根拠は何なのかを教えていただきたい。」

「市民との協働ということで市民協働課、予算の面から財政課、介護保険制度の関係で介護保険課、新設課として児童育成課、包括支援課が増えております。」

## 小室委員

「船橋駅周辺等、大きな公共的なところは、確かにバリアフリーでエスカレーターやエレベーターのまちづくりが大変進んでいますが、それ以外のところの歩道の整備等について進んでいるのでしょうか。障害をお持ちの方は今の道路について困っていることも多いと思いますが。」

### 事務局

「バリアフリー新法の施行もありましたので、順次、整備がされていくものと思います。ただ、いろいろ条件的な部分がありますので、簡単にはいかないのかなという気はしております。」

## 御鄉委員

「バリアフリー新法が昨年制定されたとありますが、今までのバリアフリー法とどの点が変わっているかについ て聞かせていただけませんか。」

#### 事務局

「細かいところを把握しておりませんので、次回にご報告させていただきます。」

### 「計画の策定方法」について説明

### 事務局

「策定方法については、事務局案として提示しておりますが、前計画を引き継ぐ計画であることから、前計画の 理念を踏まえた上で策定をすること、策定にあたり本委員会と、関係各課からなる「バリアフリー庁内連絡会議」 の中の計画策定分科会との、連携をとりながら策定作業を進めていくことを提案させていただきます。」

## 仙波委員長

「ここではこの委員会に先立ち、基礎調査、障害者団体の意見照会等を行い、できるだけ実情と要望を拾ったことを記載されております。ここについては特に意見がなければ、次に進めさせていただきたいと思います。」

## 「計画の基本理念」について

# 事務局

「基本理念については、障害者自立支援法の円滑な実施の確保のために、厚生労働省から出ました基本的な指針に基づきまして、障害のある人がその障害の種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制を進め、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに、「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を、基本理念として提示させていただいております。」

### 金子委員

「「地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制を進め」というところが、何の提供体制を指しているか、ちょっと意味が通じないのではないかと感じました。」

「次回までに文言を整理させていただきます。」

#### 伊藤委員

「基本理念の中に、リハビリテーションという言葉が出ていますが、今、精神の分野ではリカバリーという言葉、その人が障害を抱えた上で、新しく生活を再構築していく、自己決定も含めてというような言葉の使われ方のほうが、リハビリテーションより多いかなと思います。そのような言葉も目標の中に入っていたほうが、自己決定であるとか、その人らしく生きるということを、より表現できるのではないかなと思います。」

## 長浦委員

「私どもは、知的を主に相談を行っておりますけれども、知的障害の分野では、自己決定については大変難しい 問題です。どういうふうに自己決定したらいいかお伺いしたいのですが。」

# 仙波委員長

「3 障害を一元化という提案が出されたときに、それぞれ障害にはそれぞれの特徴があり、その特徴に対してみんなが均一に対応するということは無理ではないかという議論も当然あり、必ずしも同一ではないということは議論がされていることだと思います。」

#### 事務局

「まずリカバリーについて先にご説明いたします。事務局としましては、リハビリテーションを単に身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者の一生涯におけるすべての段階において、全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すという考え方でとらえており、そのような意味で使わせていただいております。知的障害者の自己決定におきましては、確かにご発言のとおり、自己判断が大変難しいことから、その部分では個人の尊厳を最大限に尊重し、ご家族等で考えていただいて、そういった中である程度判断をいただくのが適切ではないかと考えております。」

## 仙波委員長

「おっしゃるように、リハビリテーションはいろいろな意味に使われています。人間性の復活であるというふうな意味にも使われ、幅広く解釈されております。リカバリーについては、まだ新しい概念であることから、ここではむしろリハビリテーションの方が適切かと、各論のほうで、リカバリーをどこかで入れられればと思います。」

# 宮代委員

「理念ですから船橋の障害者計画をフレーズとして市民の方がよくわかるなというような形で端的にあらわせればと思います。「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」に中の「生き生き」という言葉がほんとうに必要なのか。「生き生き」は、ある意味では非常に主観的な言葉で、人によってとらえ方が大分違うのではないかと感じます。これについて、皆様方のご意見を伺いたいと思っております。それと、3ページの「また、障害のある人に身近な市町村……」というところで、自立支援法の制度について網羅しておりますが、全部つながっており、1文になっています。この辺の表現の仕方が、もう少し工夫してわかりやすくしていただけたらと思います。」

# 仙波委員長

「2ページ目の「生き生き」が必要かどうかと、それから自立支援法の特徴に触れた部分について、もっとわか

りやすく分けたほうがいいという提案ですね。」

## 長浦委員

「「生き生き」も、生まれるという字が2つで、普通は活気の「活」を入れたりするんですけれども、この場合の「生き生き」は何か誠実さがないような感じがするのですが。」

## 御郷委員

「この言葉の中には、障害者たちが元気に暮らしてくださいよという意味を、私は受けています。どちらかというと、これからも特に在宅で暮らす方向を目指すのでしたら、私は、元気に暮らしてもらいたいという思想か発想みたいな考えがあると、感じております。」

## 宮代委員

「県の地域福祉支援計画、障害福祉計画に参画しましたけれども、県でもやはり同じような議論をやりました。「誰もが・ありのままに・その人らしく・地域で暮らすことができる」と。「ありのままに」の次に、やはり「生き生き」とか「元気に」とか、いろいろ出ましたが、結局はカットしてしまいました。あってもおかしくはないと思います。しかし、載せておくことで、何か強制されたりとか、意図的に押しつけられたりとか、価値観を強いられるようなイメージでとらえられるのはどうかと思います。「生き生き」がなくても通じるのではないかと思いまして。」

### 橋本委員

「この「生き生き」ということは、本人が感じることか、人が見て感じることかに分かれると思います。「生き生き」として頑張っているなというのは、他の人が感じることだと思います。他の人が見て、「生き生き」としているから、いい地域だとか、いい社会だなと感じるかだと思います。」

### 事務局

「この「生き生き」という言葉は、船橋市の市の基本計画がありまして、その中でもやはり「生き生き」という言葉を使っています。「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」という。やはりこの計画は、市の基本計画の文言との整合性も考え、また、我々は、障害者に限らず市民の方々が、自分らしく生きていただくという意味で、形容するような言葉として、「生き生き」という言葉を使わせていただいております。」

## 仙波委員長

「そのようなことで、船橋はあちこちで「生き生き」を使っているそうです。残してもいいという意見もたくさんあるようですから、このまま「生き生き」は残すことにしたいと思います。2番目ですが、確かにここのところは、多くのことが数行のうちに書いてありますので、これは整理したほうがいいと思います。かなり重要なことが、ここの中に凝集して書いてありますね。もう一つ、私はこの中でも抜けているなと思うものが、国は、地域への移行を推進していますが、一番問題なのは、地域に受け皿がないということです。ですので、ここの中に受け皿としての住宅確保等の文言を入れていただきたいと思います。」

## 事務局

「では、ご指摘の点については、例えばこれを箇条書きにとか、何項目かに分けるとか、そういうような形で整理をさせていただいて、ご提案をさせていただきます。住宅の問題等についても、もう一度検討いたします。」

### 「計画の性格」について

## 仙波委員長

「次は「計画の性格」ですが、ここは流れを書いているのだから、特に問題はないように思いますが、いかがでしょうか。ないようでしたら、次に移りたいと思います。」

## 「計画の期間」について

### 事務局

「今回の障害者の施策に関する計画は、障害者基本法9条に基づく計画です。それと障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉計画があります。この障害福祉計画が18年度からの3か年計画でして、第1次が平成18年度から20年度、第2次が21年度から23年度、第3次が平成24年度から26年度の予定となっております。このことを受けまして、当委員会で議論していただく「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の期間についても、この障害福祉計画との統合も考慮しまして、平成20年度から平成26年度までの7か年と考えております。但し、措置制度から支援費制度、支援費制度から自立支援法のように、大きく制度変更等あった場合は適宜見直しを行いたいと考えております。

### 「計画の対象」について

#### 事務局

「現計画であります改訂版では、計画の対象は特に明記してありません。ただし、障害者基本法第9条に基づく計画ですので、障害者基本法第2条に定義されております身体障害者、知的障害者、精神障害者がその対象となっています。施策の中には高次脳機能障害等について触れているものもありますが、基本的には3障害を対象としています。今回の第2次計画の対象については、平成16年の障害者基本法の改正時に出ました附帯決議において、先程の3障害以外にも、「てんかん及び自閉症その他発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれる」とされており、「障害者」の定義の範囲を広げております。また、千葉県により今年7月から施行されました「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、3障害に加え、発達障害、高次脳機能障害を「障害」と定義づけ、また、難病についても先程の附帯決議と同じく「難病に起因する身体又は精神上の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態」を、障害に該当するとしています。これらのことを踏まえ、千葉県の条例と同様に、身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害、高次脳機能障害、そして難病等により継続的に日常生活等に支障のある人を今回の計画の対象と考えております

## 「施策の重点課題」について

### 事務局

「施策の重点課題に関しては、「全ての市民への障害及び障害のある人への理解の浸透」、「地域生活の支援」、「障害者施策に対する関係機関の有機的な連携による取り組みの推進」の3つを提示しております。1つ目については、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、全ての市民の障害に対する理解が必要です。今後ますますの啓発活動やボランティアへの市民参加を推進することが重要と考えます。2つ目については、障害者自立支援法では地域移行が推進されていることから、その実現のために、障害のある人が地域で安心して生活できる基盤や支援体制の整備することが重要と考えます。3つ目については、これまでは各機関がそれぞれで施策の推進に取り組むことが多く、今後は適切な役割分担のもと、有機的に連携し、施策の推進を図ることが大切なことから重点施策として掲げさせていただきました。」

#### 武石委員

「自立支援法の21年の改正案の中には、児童の問題が含まれており、それが確実に次回は載ってくると思います。それならば、障害のある人という表現で包括的に網羅しているとは思いますが、児童という枠組みをもう少し文言として表現していただきたいと思います。」

「おっしゃるとおり、障害のある人という表現で児童も含め包括的に記載しておりますが、その辺については、 修正は十分可能ですので、再度検討したいと考えております。」

# 武石委員

「今までの制度を見ても、障害分野と教育で、どうしても縦割りの部分があって、はざまというものがありますから、そこら辺で制度の融合というものを考えると、ここの項目ではなくともいいから、もう少し文言としてうたったほうがいかなと思います。」

## 長浦委員

「知的障害者の相談を、いつもやっておりますけれども、ここ2、3年、高次脳機能障害、LD、アスペルガー 症候群などの問題で相談があります。そのあたりの発達障害についても市として研修を行っていただきたいと思うのですが。」

### 事務局

「その辺の研修については、相談員の研修の中で考えさせていただきたいと思います。」

### 仙波委員長

「私がこの中で重要だなと思うのは、市民のボランティア活動への参加です。これを充実すると、市民の意識ががらりと変わります。市民の意識を変えるには、やはりボランティア制度を充実して、多くの市民がそれに参加すると、大分、市民の考えは変わるのではないかなと思いますので、これをぜひ強化していただきたいと思っております。それと先程も申し上げた住宅問題です。受け皿づくりのため、住宅政策についてご検討いただければと思います。」

## 事務局

「ご指摘いただいた部分については追加する方向で検討したいと思います。」

## 立川委員

「今の住宅問題で、視覚障害者のための住宅が銚子の猿田荘や埼玉にありますが、船橋にはありませんので、今すぐと言わないですけれども、だんだんに、そういう住宅についても検討していただきたいと思います。」

# 橋本委員

「啓発広報の推進の中で、福祉教育の充実とありますが、教育するのは誰で、教育されるのはどの範囲か、わかる範囲でお答えいただければと思いますが。」

## 事務局

「一例を挙げれば学校教育があります。具体的な内容につきましては、また各論の中で細かく議論していきたいと思っております。」

### 清水委員

「文章の中で「生き生きと」が省略されている場合と、そうでない場合がありますが、そのあたりの整理はどのように考えておりますか。」

「この文言整理については検討して、きれいに整理をした形でまた報告をさせていただきたいと思います。」

## 「推進体制」について

#### 事務局

「施策の推進体制ですが、「市民との協働による推進」、「庁内推進体制の整備による推進」、「関係機関との連携による推進」の3つを提示させていただいております。1つ目については、今後施策を推進にするにあたり、やはり行政だけでは実効性のある施策の設定、推進は難しいと考えられます。策定委員の皆様を始め、市民の皆様のご協力をいただきながら施策の推進を図っていきたいと思っております。2つ目ですが、庁内関係各課で構成されるバリアフリー庁内連絡会議にて各課に啓発、そして施策の推進に対し、積極的な協力を求め施策の推進を図っていきたいと思っております。3つ目ですが、国や千葉県との連携、特に千葉県とは密接な連携を図ることで、より効果的な施策の推進を図りたいと思います。また周辺自治体とも同様に連携を図ることで、圏域レベルの問題について取り組みたいと考えております。」

## 三井委員

「この基本的な考え方は全般的に抽象的な表現が多いと思います。これから策定をしていく中で、この基本理念が一番大事になってくると思いますので、誰が見てもわかりやすいよう、できるところは具体的に表現をしていただくことをぜひお願いしたいと思っております。それから、自立支援法についての部分を、できれば箇条書きにでもしていただければと思います。また現在、船橋市の社会福祉協議会でも、障害を持っている方に対する支援に取り組んでおられますが、社会福祉協議会の下部組織であります各地区社会福祉協議会の中でもいろいろ活動が進んでおります。私は塚田地区の社会福祉協議会を担当しておりますが、高齢者の方の支援ということが主になっておりますが、今後は障害者の方の支援にも力を入れていかなくてはいけないと思います。それが、推進体制の一つでもあると思います。」

## 仙波委員長

「それでは、最後に事務局から、次回の予定等のご報告をお願いします。」

### 事務局

「本日はたくさんのご意見ありがとうございます。検討事項については、今後の委員会で皆様に提示していきたいと思っております。次回の第3回は、11月13日火曜日を予定しております。内容としては、市内の施設を見学いたします。時間が午後1時から午後5時の予定です。午後1時に市役所にお集まりいただき、はじめに身体障害者療護施設ローゼンヴィラ壱番館及び身体障害者通所授産施設オーヴェルへ向かいます。次に知的障害児通園施設とらのこキッズ及び知的障害者通所更生施設けいように向かいます。最後に千葉病院に向かいます。こちらにはグループホーム等も併設されておりますので、あわせてごらんいただければと思います。」

# 仙波委員長

「できるだけ多くの方たちに参加をしていただければ、ありがたいと思っております。それでは、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。」

了